

1. 労働力不足の対応、どうしていますか？

厚生労働省が四半期ごとに実施する「労働経済動向調査(2019年8月)」の結果が公表されましたが、今回は、特別調査項目として「労働者不足の対処方法」について取り上げられておりました。そこで、労働者不足と回答した企業の人手不足対策はどうしているかをご紹介します。

現在、労働者が不足していて、かつ、過去1年間に何らかの「対処をした」事業所の割合は70%、今後1年間に「対処をする予定」の事業所の割合は66%でした。対処策としては、過去1年間・今後1年間とも『正社員等採用・正社員以外から正社員への登用の増加』の割合が最も多く挙がりました(過去1年間:63%→今後1年間:61%)。この他、「臨時・パートタイムの増加」(44%→同じ)、『派遣労働者の活用』(40%→36%)、『配置転換・出向者の受入れ』(24%→23%)が続いています。

賃金以外の在職者の労働条件の改善として、休暇の取得促進、所定労働時間の削減、育児支援や復帰支援の制度の充実などに取り組まれており、これら労働条件の改善は、前回調査(2018年8月)と比べると上昇幅が最も大きく(前回:24%、今回:34%)、企業は、社員が働きやすい環境の整備に力を入れているようです。

上昇幅では上記賃金以外の在職者の労働条件の改善がトップでしたが、次いで『在職者の労働条件の改善(賃金)』(前回:29%、今回:33%)が、ほかに『離職の防止策の強化、又は再雇用制度、定年延長、継続雇用』(前回:34%、今回:38%)なども上昇しています。この他にも求人条件(賃金、労働時間・休暇、学歴、必要資格・経験等)の緩和や外注化や下請け化対策も上がっています。注目すべきは、単に賃金を上げるだけでなく、社員が働きやすい環境を整備する労働条件の改善をしていることです。この着手が遅れると、募集しても人が集まりにくく、採用が困難になることも考えられますので、他社より早めの条件改善努力をお勧めします。



2. 自然災害と休業手当について

10月12日から13日にかけて関東地方に台風19号が直撃しました。気象庁も3日前から「命を守る行動を」と呼びかけるほどの台風であり、JR・大手私鉄が前日、前々日から計画運休の可能性を発表したのを皮切りに百貨店や大手スーパーも臨時休業を発表しました。そんななかでも一部の商店、コンビニ、タクシーなどは営業をしておりました。防災に関わる方、社会インフラに関わる方もお仕事をされていた方も多いと思います。たいへんな中、頭がさがる思いです。

自然災害とはいえ本来営業日であるお店や会社を臨時休業とするという判断をされた場合、従業員に対して休業手当の考慮を行う必要があります。

休業手当とは労働基準法26条に「使用者に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない」とされるものです。要するに会社側の理由で従業員を休ませた場合は休業手当として60%以上を払わなければならないということです。

今回の台風は「命の危険を認識する必要のある台風」であること、JR・大手私鉄をはじめとした鉄道会社が前日までに計画運休の発表を行ったため、特に通勤手段として鉄道を使うことの多い東京近郊では、会社の判断として臨時休業としたとしても休業手当の支払いは必要ないものと考えます。東日本大震災時の計画停電の際も厚生労働省より、計画停電の為に休業とされた場合でも「使用者の責めに帰すべき事由による休業には該当しないこと」という発表がされています。

なお、程度問題もありますが、明日は台風で客が来なさそうだから休みにしよう、とか電車が止まるかもだから休みにしよう、というのは使用者側の完全な独自判断で休業としているので休業手当の支払いが必要となるものと考えます。

● 編集後記 ●

長期療養者の方の就労支援に携わり、半年が経過しようとしています。社会人として社会福祉業界でスタートした身ですが、まだまだ至らぬ点が多いことを日々実感します。より一層研鑽を重ね、多くの方がその人らしく生きることが出来る世の中に少しでもアシストできるように頑張ります。引き続き宜しくお願いします。

ふくおか社会保険労務士事務所

〒180-0006 東京都武蔵野市中町 2-18-16 プルミエール武蔵野 103

<https://www.sharoushi-fukuoka.com/> E-mail:tusentack.foreveryone@outlook.jp

編集・発行
社会保険労務士
秋山幸子
安部眞一
隅谷泰旭
酒井嘉孝
福岡秀行